

# 西宮市緑の募金実施要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）に規定する緑の募金に係る事業に関し、緑の募金の管理について、必要な事項を定め、もって業務の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

### (基本方針)

第2条 緑の募金は、森林の整備、地域の緑化及び市民の緑化思想の高揚を図ることを目的として行うこととし、市長は、緑の募金業務を円滑かつ効率的に運営するため、毎年度、実施期間を定め、緑の募金の適正な管理に努めるものとする。

## 第2章 緑の募金の推進体制

### (募金の実施主体)

第3条 緑の募金の実施主体は、西宮市においては市長とする。

### (緑の募金の実施方法)

第4条 市長は、法第5条の規定に基づき、兵庫県知事に指定された公益社団法人兵庫県緑化推進協会（以下：緑化推進協会）と相互に連携し、効率的に実施するものとする。

## 第3章 募金の実施及び管理

### (緑の募金実施期間)

第5条 緑の募金実施期間は、毎年、農林水産省告示第734号（平成7年6月1日）に定める範囲内で実施するものとし、市長は実施期間に関する方針を定めるものとする。

### (緑の募金の実施地域)

第6条 緑の募金の実施地域は西宮市域とする。

### (募金の取扱い)

第7条 募金の現金の取り扱いについては、西宮市会計規則（昭和40年5月10日西宮市規則第17号以下：規則）第6条に定める担当課の出納員または現金取扱員の資格を有する職員（以下：担当職員）において確実に取り扱うものとする。なお、募金の受け付けは、

花と緑の課事務所と北山緑化植物園ならびに甲子園浜自然環境センターの各事務所とし、当面現金のみ取り扱うものとする。

2 担当職員は、募金の集金について安全かつ確実に期すため、規則第18条に基づき、収納した現金を収納の日、当該収納の日の翌日（翌日が指定金融機関等の休業日に当たるときは、翌営業日）又は市長の定める期限内に納付書により指定金融機関等に払い込むものとする。また市長は、前第6条で定めた実施期間終了後に、緑の募金実績報告書（緑化推進協会所定の書式）を地域緑化推進連絡協議会（県民局の管轄区域を勘案して、兵庫県下市町緑化推進委員会等、市町、県行政機関等をもって組織する協議会）を經由して緑化推進協会に報告するものとする。

3 市長は、規則第17条に基づき、募金を受けたときは直ちに領収書（緑化推進協会所定の書式）を発行するものとする。

（寄附金の適正な管理）

第8条 市長は、緑の募金により受領した寄附金については、規則によりこれを適正に管理しなければならない。

（募金の活用）

第9条 緑の募金の還元金は、西宮市の緑化事業に充当する。

#### 第4章 雑則

（その他の事項）

第10条 この実施要綱に定めるもののほか、緑の募金に係る事業の実施に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。